

役員報酬規程

(目的)

第1条 本規程は、NPO法人かながわ311ネットワークの定款第4章第19条に基づき、役員報酬について必要な基準を定めるものである。

(報酬)

第2条 役員はその総数の3分の1以下の範囲内で報酬を支払うことができる。

- (1) 報酬の額は月額とし、理事会の議決を経て、代表理事がこれを定める。額については、毎年見直しを行うものとする。
- (2) 役員に就任した月から、報酬を支払うことができる。
- (3) 役員が退任、または死亡した場合は、その月分の報酬を支払うことができる。

(報酬の支払)

第3条 役員報酬の支払いは、毎月15日とする。

ただし、法令または規程に基づき、役員報酬から控除すべきものがある場合には、その役員に支払うべき報酬の金額からその金額を控除して支払うものとする。

附則

1. (改訂) 本規程の改訂については理事会での承認を必要とする。
2. 本規程は2021年5月12日の理事会で承認されたのち、2021年4月1日から遡及適用する。